

## 令和5年第4回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第117号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について
- 議第118号 別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議第119号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
- 議第120号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第121号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第122号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第123号 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第124号 別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について
- 議第125号 競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について
- 議第126号 別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
- 議第127号 別府市競輪事業建設改良基金条例の制定について
- 議第128号 別府市火災予防条例の一部改正について
- 議第129号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第130号 指定管理者の指定について
- 議第131号 指定管理者の指定について
- 議第132号 指定管理者の指定について
- 議第133号 指定管理者の指定について
- 議第134号 指定管理者の指定について
- 議第135号 指定管理者の指定について
- 議第136号 指定管理者の指定について
- 議第137号 指定管理者の指定について
- 議第138号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居

表示の方法について

議第139号 公共下水道事業の事務の委託について

## 議第 1 1 7 号

### 別府市役所事務分掌条例の一部改正について

#### 1 趣旨

介護保険に関する事務をいきいき健幸部から市民福祉部へ移管することに伴い、条例を改正します。

#### 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日

#### 3 担当課 企画戦略部政策企画課

## 議第 1 1 8 号

### 別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

遺族補償年金前払一時金が支給される場合の遺族補償年金の支給の停止の規定の見直しに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

附則第 3 条第 3 項中「次の各号に掲げる額の合計額が」を「各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い」に改めます。

#### 3 施行期日 公布の日

#### 4 担当課 総務部職員課

## 議第 1 1 9 号

### 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

#### 1 趣旨

市長、副市長、議員及び教育長に支給する期末手当の額を改定することに伴い、次に掲げる条例を改正します。

- (1) 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例
- (2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (3) 別府市教育委員会教育長の給与等に関する条例

#### 2 議案の内容

市長、副市長、議員及び教育長に支給する期末手当の支給率を次の表のとおり改定します。

区 分	現 行	令和 5 年 1 2 月 分	令和 6 年 4 月 以降
6 月	165/100	—	170/100

12月	165/100	175/100	170/100
-----	---------	---------	---------

- 3 施行期日 公布の日。一部は、令和6年4月1日
- 4 担当課 総務部職員課

## 議第120号

### 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について

#### 1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定を行うこと等に伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

##### 第1条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 期末手当(令和5年12月支給分)の支給率を120/100から125/100(定年前再任用短時間勤務職員にあっては67.5/100から70/100)に改定します。(第16条関係)

イ 勤勉手当(令和5年12月支給分)の支給率を100/100から105/100(定年前再任用短時間勤務職員にあっては47.5/100から50/100)に改定します。(第17条関係)

ウ 給料表を全部改正します。(別表第1関係)

##### 第2条 別府市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改定します。(第14条関係)

イ 期末手当(令和6年4月以降支給分)の支給率を125/100から122.5/100(定年前再任用短時間勤務職員にあっては70/100から68.75/100)に改定します。(第16条関係)

ウ 勤勉手当(令和6年4月以降支給分)の支給率を105/100から102.5/100(定年前再任用短時間勤務職員にあっては50/100から48.75/100)に改定します。(第17条関係)

##### 第3条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員の給料表を改定します。(第7条関係)

	現行	改正案
号給	給料月額(円)	給料月額(円)
1	376,600	381,100
2	422,700	428,300

3	472,800	478,400
4	533,900	540,600
5	609,000	616,800
6	711,100	720,200
7	831,300	841,500

イ 特定任期付職員に係る期末手当（令和5年12月支給分）の支給率を 165/100 から 175/100 に改定します。（第8条関係）

第4条 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に係る期末手当（令和6年4月以降支給分）の支給率を 175/100 から 170/100 に改定します。（第8条関係）

第5条 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 会計年度任用職員に係る期末手当（令和6年4月以降支給分）の支給率の上限を 120/100 から 122.5/100 に改定します。（第15条及び第25条関係）

イ 給料表を全部改正します。（別表第1関係）

3 施行期日 公布の日。一部は、令和6年4月1日

4 担当課 総務部職員課

## 議第121号

### 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 1 趣旨

旧浜脇中学校の体育館及び運動場を別府市営体育施設とすることに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

(1) 浜脇中学校運動場夜間照明施設に関する規定を削ります。

(2) 条例に旧浜脇中学校体育館を次のとおり規定します。

ア 位置 別府市大字浜脇1208番地

イ 休館日 月曜日、12月28日から翌年1月4日まで

ウ 開館時間 午前9時から午後10時まで

エ 使用料

区分	金額
----	----

体育室	全面使用	1回1時間につき 1,100円
	半面使用	1回1時間につき 550円
放送設備		一式1回につき 1,100円
冷暖房		1回1時間につき 550円

(3) 条例に旧浜脇中学校運動場を次のとおり規定します。

- ア 位置 別府市大字浜脇1208番地  
イ 休場日 月曜日、12月28日から翌年1月4日まで  
ウ 開場時間 午前9時から午後10時まで  
エ 使用料

区分	金額
一般	1時間につき 580円
高校生	1時間につき 356円
小学生・中学生	1時間につき 198円

3 施行期日 令和6年2月1日。一部は、同年3月1日

4 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

## 議第122号

### 別府市国民健康保険税条例の一部改正について

#### 1 趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合の当該納税義務者に課する所得割額及び被保険者均等割額の減額制度が規定されたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

(1) 出産被保険者が属する場合の所得割額及び被保険者均等割額の減ずる額を定めます。（第25条関係）

(2) 出産被保険者に係る届出に関する規定を定めます。（第26条の3関係）

3 施行期日 令和6年1月1日

4 担当課 いきいき健幸部保険年金課

## 議第 1 2 3 号

### 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

#### 1 趣旨

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）が一部改正されたことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) 第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改めます。  
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）の一部改正により、同法第 3 条第 1 1 項が繰り上げられたため）
- (2) 第 3 6 条第 3 項に規定する第 6 条第 2 項の読替規定に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。」を「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。」の読替を追加します。

#### 3 施行期日 公布の日

#### 4 担当課 こども部子育て支援課

## 議第 1 2 4 号

### 別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について

#### 1 趣旨

競輪事業に地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 条第 3 項の規定を全部適用することに伴い、条例を制定します。

#### 2 議案の内容

次の規定を定めます。

- 第 1 条関係 競輪事業の設置
- 第 2 条関係 地方公営企業法等の全部適用
- 第 3 条関係 経営の基本
- 第 4 条関係 競輪選手及びお客様等との連携
- 第 5 条関係 観光レジャー産業との連携
- 第 6 条関係 組織
- 第 7 条関係 重要な資産の取得及び処分
- 第 8 条関係 議会の同意を要する賠償責任の免除

第9条関係 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

第10条関係 業務状況説明書類の提出

附則関係 競輪事業に地方公営企業法第2条第3項の規定を全部適用することに伴い、関係する条例の整備等を行います。

3 施行期日 令和6年4月1日

4 担当課 公営事業部公営競技事務所

### **議第125号**

#### **競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について**

1 趣旨

競輪事業管理者の給与及び旅費を定めることに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

競輪事業管理者の給与、期末手当、退職手当、旅費等を定めます。

3 施行期日 令和6年4月1日

4 担当課 公営事業部公営競技事務所

### **議第126号**

#### **別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について**

1 趣旨

別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準を定めることに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

別府市公営事業局企業職員の給与の種類、給料表、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当等を定めます。

3 施行期日 令和6年4月1日

4 担当課 公営事業部公営競技事務所

### **議第127号**

#### **別府市競輪事業建設改良基金条例の制定について**

1 趣旨

4条予算（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）別記第1号）の編成に伴い、既存の基金条例を廃止し、新たに別府市競輪事業建設改

良基金（ソフトウェア等の無形固定資産を含む。）を設置することに伴い、条例を制定します。

## 2 議案の内容

別府市競輪事業会計予算に別府市競輪事業建設改良基金を積み立てることに  
関する規定を定めます。

3 施行期日 令和6年4月1日

4 担当課 公営事業部公営競技事務所

## **議第128号**

### **別府市火災予防条例の一部改正について**

#### 1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正されことに伴い、条例を改正します。

#### 2 議案の内容

- (1) キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととします（第11条関係）。
- (2) 屋外の蓄電池設備は、キュービクル式でなくても、雨水の浸入防止措置の講じられた筐体に収められていればよいこととします（第13条関係）。
- (3) 規制対象の蓄電池設備をキロワット時で区分し、10キロワット時以下、又は10キロワット時超え20キロワット時以下で出火防止措置が講じられたものは除外することとし、開放形鉛蓄電池以外は耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととします（第13条関係）。
- (4) 屋外の蓄電池設備は通常、建物から3メートル以上離す必要があるが、特定の条件を満たせば離隔不要とされており、その条件に消防長が定める延焼防止措置を加えることとします（第13条関係）。
- (5) 火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととします（第44条関係）。
- (6) 新たに、固体燃料を用いた厨房設備の隔離距離を定めることとします（別表第3関係）。

3 施行期日 令和6年1月1日

4 担当課 消防本部予防課

## 議第 1 2 9 号

### 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

#### 1 趣旨

住居表示の実施に伴い、別府市立学校等の位置の表記を改正するため、次に掲げる条例を改める条例を制定します。

- (1) 別府市立学校の設置及び管理に関する条例（緑丘小学校、中部中学校及び緑丘幼稚園）
- (2) 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（弓道場及びアーチェリー場）
- (3) 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例
- (4) 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例

#### 2 議案の内容

次のとおり条例中の位置の表記を改めます。

施設名	改正前	改正後
緑丘小学校	大字鶴見 3, 7 8 9 番地 1	東荘園八丁目 1 番 4 5 号
中部中学校	大字鶴見 4, 5 3 0 番地の 1	東荘園四丁目 1 番 2 5 号
緑丘幼稚園	大字鶴見 4, 3 1 0 番地の 1	東荘園八丁目 1 番 5 2 号
弓道場	大字鶴見 3, 8 0 1 番地の 2 0	東荘園九丁目 1 番 1 1 号
アーチェリー場	大字鶴見 3, 8 0 1 番地の 2 0	東荘園九丁目 1 番 1 1 号
別府市竹細工 伝統産業会館	大字鶴見 3, 7 8 5 番地の 1	東荘園八丁目 2 番 1 3 号
市営光の園住宅 A～Z	大字鶴見 4, 2 1 8 番地	荘園北町 1 番 1 号～1 3 番 3 号

3 施行期日 令和 6 年 1 月 6 日

4 担当課 企画戦略部政策企画課

## 第 1 3 0 号～第 1 3 7 号

### 指定管理者の指定について

#### 1 趣旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定の期間及び指定

## 管理者となる団体

議案番号	公の施設の名称及び指定の期間	指定管理者となる団体	担当課
130	別府市市民ホール R6.4.1～R11.3.31	ビーコンプラザ共同事業体 株式会社コンベンションリンケージ 株式会社テイクファイブ 株式会社メンテナンス	観光課
131	別府市的ヶ浜駐車場 R6.4.1～R11.3.31	別府市石垣東九丁目2番9号 株式会社ビー・フロントサービス	観光課
132	別府市営湯都ピア浜脇 R6.4.1～R11.3.31	別府市浜脇一丁目20番1号 有限会社サンエスマンテナンス	温泉課
133	竹瓦温泉、不老泉、田の湯温泉、海門寺温泉及び永石温泉 R6.4.1～R11.3.31	竹瓦温泉グループ地域開発共同企業体 有限会社サンエスマンテナンス 朝日総合管理株式会社	温泉課
134	鉄輪むし湯 R6.4.1～R11.3.31	別府市大字鉄輪159番地の2 特定非営利活動法人鉄輪湯けむり倶楽部	温泉課
135	別府市竹細工伝統産業会館 R6.4.1～R11.3.31	別府市光町1番5号 合同会社竹細工伝統産業会館共同事業体	産業政策課
136	別府市社会福祉会館 R6.4.1～R11.3.31	別府市上田の湯町15番40号 社会福祉法人別府市社会福祉協議会	高齢者福祉課
137	ハイパフォーマンズジム別府 R6.4.1～R9.3.31	大分市二又町三丁目1番14号 株式会社ヴェルスパ	スポーツ推進課

### 議第138号

#### 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

##### 1 趣旨

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

##### 2 議案の内容

- (1) 通称朝見一丁目、朝見二丁目、朝見三丁目、原町、春木、南須賀、南立石板地町、南荘園町、朝日ヶ丘町、鶴見園町及び小倉について、住居表示を実施する市街地の区域として定めます。
- (2) 住居表示の方法は、街区方式によるものとします。

##### 3 担当課 企画戦略部政策企画課

## **議第139号**

### **公共下水道事業の事務の委託について**

#### 1 趣旨

公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務を大分市に委託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものです。

#### 2 担当課 上下水道局下水道課

## 令和5年第4回別府市議会定例会 追加議案の概要

議第141号 工事請負契約の締結について

議第142号 工事請負契約の締結について

議第143号 工事請負契約の締結について

## 議第 1 4 1 号

### 工事請負契約の締結について

#### 1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 2 年別府市条例第 1 7 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

#### 2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府市新図書館外新築工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 3, 2 6 1, 5 0 0, 0 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 2 9 6, 5 0 0, 0 0 0 円）
- (4) 契約の相手方 奥村・幸建設工事共同企業体  
福岡県北九州市八幡東区山王二丁目 1 9 番 1 号  
株式会社奥村組九州支店  
常務執行役員支店長 林 裕 之  
別府市石垣東一丁目 9 番 3 1 号  
株式会社幸建設  
代表取締役 幸 孝 文

#### 3 担当課 教育部教育政策課

## 議第 1 4 2 号

### 工事請負契約の締結について

#### 1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めます。

#### 2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府市新図書館外新築電気設備工事
- (2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約
- (3) 契約の金額 3 6 5, 2 0 0, 0 0 0 円（うち消費税及び地方消費税の額 3 3, 2 0 0, 0 0 0 円）

- (4) 契約の相手方 大分電設・別電工業建設工事共同企業体  
別府市船小路町1番40号  
株式会社大分電設 別府支店  
支店長 原 正道  
別府市野口元町11番33号  
株式会社別電工業  
代表取締役 坂 本 寛

3 担当課 教育部教育政策課

### **議第143号**

#### **工事請負契約の締結について**

1 趣旨

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 契約の目的 別府市新図書館外新築機械設備工事  
(2) 契約の方法 要件設定型一般競争入札による契約  
(3) 契約の金額 639,760,000円（うち消費税及び地方消費税の額58,160,000円）  
(4) 契約の相手方 小俣・ツー・バイ・ツー建設工事共同企業体  
別府市大字南立石395番地の19  
株式会社小俣電設工業  
代表取締役 小 俣 哲 哉  
別府市大字南立石535番地の1  
株式会社ツー・バイ・ツー  
代表取締役 河 野 豊

3 担当課 教育部教育政策課